

桐生市立境野中学校いじめ防止基本方針

桐生市立境野中学校
平成26年3月策定
令和4年4月改訂
令和6年4月改訂

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識について

いじめは、「基本的な人権の尊重」に関わる重大な問題であるという認識のもと、いじめが、将来にわたってその生徒の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすだけでなく、その生命に重大な危険を与える恐れがあります。

本校では、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という基本認識に立ち、保護者等との連携を密にし、いじめを絶対許さない学校づくりに全力で取り組みます。いじめの未然防止及びいじめの早期発見に重点を置き、いじめ事案が発生した場合には迅速かつ適切に対応するため、桐生市立境野中学校いじめ防止基本方針を定めます。

(2) いじめの未然防止について

境野中学校全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、自己存在感や充実感を感じ得る居場所づくりとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めていくことでいじめの未然防止につながると考えます。

(3) いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われる場合もあります。けんかやふざけ合いであっても、生徒のいじめを受けた心情面に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。また、生徒や保護者が相談しやすい雰囲気や環境づくりを行っていくことでいじめの早期発見につながると考えます。

(4) いじめの解消について

いじめが発見された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保及び状況確認等を行うとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、また、家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行うこと、さらに、その後、いじめを受けた生徒やその保護者に寄り添った対応を行うこと、いじめたとされる生徒やその保護者にいじめの解消に向けた対応、協力依頼を行うことで解消につながると考えます。

2 いじめ防止等のための組織

(1) 組織の名称及び構成員等

いじめ防止等の取組の履行に、中心的な役割を担う「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催します。構成員は以下のとおりとし、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行います。

① 「境野中学校いじめ防止対策委員会」構成員

校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・教育相談主任・養護教諭

※必要に応じてスクールカウンセラー・学校医・関係職員を構成員に加えます。

②「境野中学校いじめ防止対策委員会」に相当する組織として、生徒支援指導委員会（校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員）、教育相談委員会（校長、教頭、教育相談主任、学年相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員）を位置付け、隔週定例会として開催します。

(2)活動の概要

- ①いじめ防止に係る具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③いじめの疑いや生徒の問題行動等に関わる情報の収集と記録、及び共有
- ④いじめの疑いに関わる情報に対して、関係する生徒への事実関係の確認、指導や支援体制及び保護者との連携等についての方針の決定
- ⑤教職員に対する研修の立案・計画
- ⑥重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- ⑦再発防止のための取組の推進

3 いじめ防止等に関する措置

(1)いじめの未然防止のための取組

①仲間と過ごすことの心地よさ・大切さを味わわせ、思いやりの心や協力の心を育て、望ましい集団を形成するために、体験活動や学校行事、部活動を積極的に推進し、その充実を図ります。

ア 職場体験学習、地域理解学習、榛名高原学校、修学旅行、体育祭、合唱コンクール、マラソン大会、その他

イ 生徒の実態に合わせた健全な部活動の運営

②道徳教育、人権教育、特別活動を通して、規範意識の確立や望ましい集団のあり方についての学習を深化させます。

ア 他中学校で起きたいじめ事案等を資料として活用した道徳授業の実施

イ 人権週間における、いじめ問題としての教材の導入と活用

ウ 実際に行ったアンケート結果をもとにした学級活動の実施と、日常の学校生活の振り返りと見直し

エ 生徒総会や生徒集会での、いじめ防止の啓蒙

③「いじめ防止アンケート」及び「よりよい学校生活と友づくりのためのアンケート（以下：Hyper-QU）」を活用し、教職員が適切な支援を行いながら推進し、いじめ防止・撲滅に向けての生徒の主体的な活動としていきます。

ア 学校生活（いじめの有無等の項目を含む）に関するアンケートを毎月実施と Hyper-QU を年間で1回実施

イ あいさつ運動の実施（生徒・教職員・保護者・小学校・民生児童委員との連携）

ウ 生徒の「いいところ探し」等、独自活動の実施（生徒会計画、運営）

④情報モラル教育を推進し、高度情報化社会の光と影の部分をきちんと理解し、適切に情報を活用でき、ネットいじめ等を起こさない・ゆるさない生徒の育成を図ります。

ア 情報モラルに関する講演会の実施

イ 各教科・道徳・特別活動の適切な場面への、情報倫理・危機回避に係る学習内容の位

置づけ

ウ 家庭への情報発信、家庭内のルールづくりのお願い

(2)いじめ早期発見のための取組

①生徒の変化を、いち早く適切にとらえます。

ア 学習・生活記録ノートの活用、記述内容からの察知

イ 毎月の「いじめ防止アンケート」に基づくアンケートと HyperQU（年間1回）の実施と結果の活用

ウ 生徒の日常生活の注視

エ ネットパトロール等の実施（校内ネット見守り委員会は、PTA本部とPTA文化・生活部、生徒指導委員会が協力して実施する）

②保護者、関係諸機関との連携を適切に行います。

ア 保護者との情報共有（手紙・通信物、電話等の定期連絡、家庭訪問、保護者会）

イ 行政等関係諸機関との日常的な連携、情報共有

(3)いじめ解消のための取組

①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせます。

②いじめと疑われる行為を発見した、あるいは相談・訴え・通告があった場合は、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、情報の共有と一元化を図り、今後の対応策を立案します。

③いじめ防止対策委員会の方針の下、関係生徒等から事情を聞くなどして、いじめの有無の確認を行います。結果は、いじめたとされる生徒・いじめを受けた生徒それぞれの保護者に連絡するとともに、必要に応じて桐生市教育委員会に報告します。

④いじめを受けた生徒及びその保護者への支援を行います。

⑤いじめたとされる生徒の指導を行うとともに、その保護者に学校の取組方針を伝え、生徒のより良い成長に向けて協力を求めます。

(4)その他全体にかかわる取組

①スクールカウンセラーや教育相談員を活用して、相談体制の充実を図ります。

②いじめに対して、教職員が正しい知識と認識を持つための研修等を実施します。

③教職員が、何気ない場面をとらえて「生徒に一声掛ける」「生徒の話に真摯に耳を傾ける」等の行為を実践します。

④生徒が日々記入している「生活記録ノート」の活用を図ります。

(5)重大事態発生時の対応

①速やかに桐生市教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請します。

②いじめを受けた生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、いじめを受けた生徒の今後について教育委員会と協議します。

③いじめたとされる生徒について、改善がのぞめずいじめを受けた生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、いじめたとされる生徒の今後について教育委員会と協議します。

④当該重大事態と同種の事態の発生防止のための取組を進めます。

4 関係機関との連携

(1)関係機関との連携の推進

- ①いじめの早期発見・早期解決・重大事態発生時については、桐生市教育委員会と綿密に報告・連絡・相談を行い、常に適切な処置が進められるようにします。また、触法行為に係る事象については、桐生市青少年センター及び桐生警察署生活安全課とも連携を図ります。
- ②学校に相談ができずに問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に「桐生市立教育研究所教育相談電話」「桐生市子どもすこやかホットライン」等の外部機関を周知して、必要に応じて活用するよう促します。

5 保護者との連携

(1)平素における地域・保護者との連携

- ①保護者には、学校だより・学年通信・スクールカウンセラーだより等を通じて、取組の紹介や相談機関の紹介、いじめ・不登校の兆候をチェックする方法の紹介などを適宜行います。
- ②学校評議委員会、地区の育成補導連絡協議会・青少年愛育運動連絡協議会・民生児童委員連絡協議会・保護司会等との連絡・連携を密にし、情報の共有化と協力依頼を行います。
- ③PTA本部との連携を密にし、情報の共有化と協力依頼を行います。また、PTA総会・PTA保護者会にて、各種資料をもとにいじめの未然防止・早期発見のための協力依頼を行います。

(2)いじめを受けた生徒の保護者との連携

- ①いじめの事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝えます。
- ②学校としていじめを受けた生徒を徹底的に保護・支援し、心配や不安を取り除き、いじめ事案解消のための具体的な対策について説明します。
- ③対応の経過をきめ細かに伝えるとともに、生徒の様子等についての情報を保護者から伺います。

(3)いじめたとされる生徒の保護者との連携

- ①いじめの事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等により、学校で把握した事実を正確に伝えます。
- ②いじめを受けた生徒の状況を伝え、いじめの深刻さを理解してもらいます。いじめたとされる生徒の家庭における様子等についての情報を保護者から伺います。
- ③指導の経過といじめたとされる生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- ④誰もがいじめを行う側、いじめを受ける側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、より良く成長させたいと考えていることを伝えます。
- ⑤保護者が学校からの事実説明や対応に納得できない場合は、あらためて事実確認、学校の指導方針等を示し、理解を求めます。

6 評価の実施

いじめ防止等のための取組については、毎年実施している学校教育活動評価に項目を設け、教職員・生徒・保護者の三者で評価を行います。教職員については、学校経営評価においても評価を行います。学校教育活動評価及び学校経営評価の結果を、学校関係者評価委員会に提示し、学校評議委員より取組の評をさせていただくとともに、見直し・改善に向けての提案をいただき、次の取組に活かしていきます。